

千葉市告示第602号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年7月28日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
てらびあぽけっと 千葉中央教室 千葉県千葉市中央区 中央3-9-12 市原中央ビル2階	一般社団法人発達療育研究所 東京都荒川区西日暮里五丁目34番2号 代表理事 尾張 良介	令和2年 8月1日	1250101639	児童発達支援